

新潟県立大学後援会会則

平成 21 年 5 月 21 日制定

令和元年 5 月 28 日改正

(名 称)

第 1 条 本会は、新潟県立大学後援会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、公立大学法人新潟県立大学内に事務所を置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、新潟県立大学（以下「大学」という。）と会員との連絡を緊密にし、教育、研究の充実向上を図り、大学の発展に資することを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教育及び研究活動の後援
- (2) 大学の将来計画の支援
- (3) その他

(会 員)

第 5 条 会員は正会員と賛助会員とする。

(役 員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

名誉顧問	若干名
顧問	若干名
会長	1 名
副会長	4 名
理事	若干名
監事	2 名

2 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員選出)

第 7 条 役員は、次の方法により選出する。

- (1) 名誉顧問及び顧問は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- (2) 会長及び副会長は、総会において会員の中から選出する。
- (3) 理事及び監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第 8 条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代わる。
- (3) 理事は、重要事項に関する会務を処理する。
- (4) 監事は、会計を監査する。

第9条 本会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、会長が委嘱し、会の事務を処理する。

(会 議)

第10条 総会は、会長が招集し、本会の重要事項を審議する。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

3 定期総会は、毎年1回、年度の初め、2か月以内に開催する。

4 臨時総会は、必要の都度開催する。

5 役員会は、会長が招集し、必要な事項を審議する。

6 総会及び役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(会 費)

第11条 正会員の会費は、年額一口一万円とする。賛助会員の会費は、年額二千円とする。

(会 計)

第12条 本会の会計は、毎年総会において承認を得るものとする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の改正)

第14条 会則を改正しようとするときは、総会において承認を得るものとする。

附 則

1 この会則は、平成21年5月21日から施行する。

2 この会則は、公立大学法人新潟県立大学が運営する県立新潟女子短期大学（以下「女子短大」という。）が存続する間は、女子短大について準用する。

この場合において、第1条及び第3条中「新潟県立大学」とあるのは「県立新潟女子短期大学」と、第3条及び第4条第2号中「大学」とあるのは「女子短大」と読み替えるものとする。

附 則

改正後の会則は、令和元年5月28日から施行する。